

苦小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助制度 Q & A

| 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 対象となる安全運転支援装置はどのようなものですか。 | 国土交通省の性能検査を受けた、後付けの急発進等抑制装置で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいいます。 |
| 2 | 「安全運転支援装置取扱事業者」はどこで確認できますか。 | 市にお問い合わせください。 |
| 3 | 補助対象年齢は何歳からですか。 | 令和7年度中に満70歳以上となる方が対象になります。 |
| 4 | 「令和8年3月31日時点で満70歳以上となる者」とは、「昭和30年4月1日以前に生まれたもの」という解釈でよいですか。 | その通りです。 |
| 5 | 令和7年度中に満70歳となるのですが、購入、登録の時点では69歳でした。この場合は対象となるのでしょうか。 | 令和7年4月1日以降に設置された場合は、設置時点に満70歳でなくても、年度内に満70歳となる方は対象となります。 |
| 6 | 補助金額の算出方法は。 | 補助金額は、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置の本体、部品、取付に必要な費用(消費税込み)の1/2とし、障害物検知機能付きの場合は20,000円、検知機能なしの場合は10,000円を限度額となります。 |
| 7 | 設置後いつまでに申し込めばよいのでしょうか。 | 届け出(申請)は取り付けから原則1か月以内になります。(設置は令和7年4月1日以降のもの) |
| 8 | 補助制度開始(令和7年4月1日)より前に設置した場合は補助対象になりますか。 | 補助対象となりません。 |
| 9 | 申請受付はいつから始まりますか。土日祝日でも申請できますか。 | 申請受付の開始は令和7年4月1日からです。 申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。 また、受付期間は、開庁日午前8時45分から午後5時15分までとさせていただきます。ご了承ください。 |
| 10 | 補助金はいつまでの実施ですか。 | 令和7年度末までの予定です。 |
| 11 | 申請書類は、どこでもらえるのですか。 | 市役所市民生活課窓口、苦小牧警察署、各コミュニティセンター、設置事業者で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。 |
| 12 | 補助金はいつ頃振り込まれますか。 | 申請書類を受理してから、3週間程度で振り込みの予定ですが、書類に不備があったり、申請件数過多の場合は、多少遅くなることもあります。 |
| 13 | 所有者と使用者が違う場合でも補助を受けることができますか。 | 所有者と使用者の名義が違う場合でも使用者が申請者であれば補助対象者となることができます。 |
| 14 | 所有者は70歳以上ですが、実際には70歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全運転支援装置を設置すると補助対象になりますか。 | 本補助制度では、申請者以外の人が使用する場合は、補助対象なりません。 車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されている必要があります。 |

| 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 15 | 70歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか。 | 本補助制度では、令和8年3月31日時点で満70歳以上であっても事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。 |
| 16 | リースや残価設定型クレジットについて、契約者が申請者であれば申請できますか。 | 契約者が補助申請条件に合致して、車検証の「使用者」欄が申請者の名前であれば対象となります。 |
| 17 | 1人何台まで補助申請が可能でしょうか。 | 1補助対象者につき1回限りとなります。(車検証の使用者名義人のみ) |
| 18 | 夫婦で車両をそれぞれ運転しているのですが、使用者が2台とも主人名義です。この場合は2台申請できるでしょうか。 | 1補助対象者につき1回限りとなります。(車検証の使用者名義人のみ) |
| 19 | 安全運転支援装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をすることは認められますか。 | 認められません。 補助金を受けた安全運転支援装置は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で安全装置を処分(売却、廃棄等)した時は、補助金を返還していただく場合があります。 ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理に運転することは止めて、免許返納等をご検討ください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。 |
| 20 | 申請はどのタイミングで可能ですか。 | 補助装置を設置し、取付事業者への支払いが完了し取付事業者が発行した安全運転支援装置販売・設置証明書を受理することによって申請が可能となります。 |
| 21 | 補助金は誰に振り込まれますか。 | 補助金は申請者に振り込まれます。 |
| 22 | 補助金振込先金融機関の通帳の写しとは、どのページを指しますか。 | 申請書の補助金振込先情報の誤記載をチェックするためのものですので、振込先情報が照合できる、金融機関・支店名、預金種目、口座番号、預金者名義(カナ名)等がわかるページの写しを添付してください。 |
| 23 | WEB通帳しか持っていない場合は「通帳の写し」はどうすればよいのでしょうか。 | 申請書の振込先情報が確認できるものであれば、通帳の写しでなくても結構です。(WEB通帳のマイページの印刷、キャッシュカードの写し等) |
| 24 | 身体障がい者等に対する自動車税等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証を持っていないものを車検証上の使用者名義として登録しています。実際に運転する者は満70歳以上の場合は対象になりますでしょうか。 | 自治体等が発行する減免承認通知書などにより、実際に運転を行う者が、令和7年度中に満70歳以上となる者で、かつ、減免対象者と生計を共にする者であることが確認できれば対象となる可能性がありますので、市役所市民生活課まで連絡をお願いします。 |
| 25 | 故障箇所の修理、補修、改良、改造に係る費用を除くとなっていますが、どこまで対象としていますか。 | 補助装置の設置に必要なものは対象となります。 |
| 26 | 軽トラックに安全運転支援装置を設置したのですが、補助対象になりますか。 | 貨物車も対象になります。車検証の自家用・事業用の別欄が自家用であれば補助対象となります。 |
| 27 | ローンで購入した車両でも補助対象になりますか。 | 申請者本人が使用している車で、車検証の「使用者」欄に申請者の名前が記載されれば対象となります。 |

| 項目 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 28 | 補助金を受け取った後、市外へ転居することになつてしましましたが、補助金は返還が必要ですか。 | 申請者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。 |
| 29 | 現在は苫小牧市外に住んでいますが、近々苫小牧市内に引っ越し予定です。安全運転支援装置を設置すると補助対象になりますか。 | 安全運転支援装置の設置及び申請日に苫小牧市に住民票があり、令和8年3月31日時点で満70歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。 |
| 30 | 申請書の提出は、郵送でもできますか。 | 記載方法や紛失等のトラブルを回避するため、郵送については受け付けておりません。市役所市民生活課の窓口まで、ご提出をお願いします。 |
| 31 | 申請書は、代理人に提出してもらってもよいですか。 | 提出は代理の方でも結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。 |
| 32 | 交付申請書兼報告書等の申請書類は、代筆、またはパソコンで入力してもよいのでしょうか。 | 申請の申請意志を確認するため、また、誓約及び同意事項確認のため、様式内の署名は、必ず本人が記入してください。その他の部分は代筆やパソコンでも構いません。 |
| 33 | 車検証上の使用者と申請者の名前が一致しなくても申請することができますか。 | 車検証の「使用者」の欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ、補助対象なりません。 |
| 34 | 添付書類「自動車免許証の写し」は表面だけよいのでしょうか。 | 裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面も必要です。記載がなければ表面だけです。 |
| 35 | 補助対象経費の支払いが完了したことを証する書類は、どのようなものですか。 | 購入設置後に支払った際に取扱事業者が発行する「レシート」、「領収書」等を指しています。申請の際には、コピーも可としております。 |
| 36 | 設置した車の「使用者」でない者が、購入設置費を支払った場合でも大丈夫ですか。 | 本補助制度では、「自ら使用する自動車に自ら設置した」ことが要件ですので、申請者本人が購入設置した費用を支払うことが原則ですので、添付していただく「レシート」、「領収書」等の宛名も申請者本人名義である必要があります。 |
| 37 | 「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか。 | 補助制度の手続きにおいては、交付決定後に提出となります、手続きを簡略化するために、申請書提出と同時に提出いただくことも可能です。 また、請求書を提出する際は、請求書に記入した申請者本人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。 |
| 38 | 添付書類の「安全運転支援装置販売・設置証明書(第2号様式)」は申請者が記載して提出しても良いですか。 | 申請者でなく、「安全運転支援装置取扱事業者」の記載による証明が必要です。申請者は、この証明書を取扱事業者に記載いただいた上で、申請書、必要書類とともに、申請してください。 |
| 39 | 補助金の受取方法は現金でも可能ですか。 | 補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込みです。現金での受取はできません。 また、事業者への振込などもできません。 |
| 40 | 安全運転支援装置を設置しましたが、装置の作動を解除して運転しても良いですか。 | 道路、交通、運転等の様々な状況に応じて、装置のオン・オフの切り替えが必要な場合があるかもしれません、補助制度の主旨をご理解いただき、原則、常に作動する状態で運転していただくことを想定しております。 |